

農林水産商工常任委員会資料

(令和6年7月1日)

【件 名】

- ・ 令和5年度取扱事件等の概要について 2

労働委員会事務局

令和5年度取扱事件等の概要について

令和6年7月1日
労働委員会事務局

1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 令和5年度取扱分 … 0件

2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 令和5年度取扱分 … 2件

(2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数
5年 (調) 1号	A争議 (A労働組合)	あっせん	R5. 7.12	団体交渉の促進等	R5. 8.19	解決	1回
<p><申請に至る経緯></p> <p>○労働組合（申請者）が、労働協約の改定及び給与改定について団体交渉を申し入れたが、使用者（被申請者）が根拠資料の提示等による十分な説明を行うことなく、組合の申入事項に応じなかったことに納得できないとして、団体交渉の促進、誠実交渉義務の履行等を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○労働組合側：・根拠資料の提示等による十分な説明がなく、誠実交渉義務が果たされていない。 ・労働協約に基づく給与改定が必要であったことを認め、改定に応じられないにしてもその理由を説明するよう求める。</p> <p>○使用者側：・組合に資料を提示してまでの説明はしなくてよいと考えていた。 ・給与改定については、改定したい側が改定したい時期に相手方に申し入れをするという認識である。雇用を守るためにも、給与改定に必ず応じられる訳ではない。</p> <p><事件の経過></p> <p>○令和5年 7月12日 あっせん申請 ○ " 第1回申請者（労働組合）実情調査 ○令和5年 7月13日 あっせん員指名 ○令和5年 7月19日 第2回申請者実情調査 ○令和5年 7月24日 被申請者（使用者）実情調査 ○令和5年 8月19日 あっせん実施</p> <p>あっせんでの話し合いの結果、誠実交渉義務の履行に努めること等で合意し、終結した。</p>							

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数
5年 (調) 2号	B 争議 (B 労働組合)	調停	R5. 12.25	誠実交渉義務 の履行	R6. 1.18	取下げ	—
<p><申請に至る経緯></p> <p>○労働組合（申請者）は、使用者（被申請者）が労委あっせんにおいて合意した期限までに給与改定に係る確認書の内容について理事会に諮っておらず、また、そのことを理由として、被申請者側が確認書の締結に応じないため、誠実交渉義務が履行されていないと主張し、調停申請をしたものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○労働組合側：・使用者側はあっせんで合意した期限までに理事会を開き、給与改定に係る確認書について理事会に諮るべきであったし、その後も理事会に諮るという姿勢さえ見せないため、誠実交渉義務を果たしていない。</p> <p>・今年度の給与改定が難しいことは使用者側の説明を受けて理解したが、来年度の給与改定については実施することを求める。その旨を確認書等で書面化してほしい。</p> <p>○使用者側：・次回理事会に次年度給与改定について提案する準備を進めており、「理事会に諮る」という内容までであれば、その内容での確認書の作成は可能である。</p> <p><事件の経過></p> <p>○令和5年12月25日 調停申請</p> <p>○ " 第1回申請者（労働組合）実情調査</p> <p>○令和6年 1月 4日 第2回申請者実情調査、第1回被申請者（使用者）実情調査</p> <p>○令和6年 1月10日 調停開始、調停委員指名</p> <p>○令和6年 1月18日 調停申請の取下</p> <p>調停手を契機として、労使間で改めて団体交渉が実施され、次年度の給与改定を含む合意文書の締結に至ったため、申請者が調停申請を取下げ、終結した。</p>							

3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(注) あっせん… 労働委員会会長から指名された委員（あっせん員）が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち自主的な交渉を側面から支援し、あっせん案を提示するなどして、民事上の解決（和解）に導くもの。

(1) 令和5年度取扱分 … 22件（新規22件、前年度繰越0件）

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
5年 (個) 6号	労働者	離職に関する話し合い	R5. 4.24	R5. 5.17	解決 (24日)	1回	会社都合退職等で合意
5年 (個) 7号	労働者	離職に関する話し合い	4.24	5.17	解決 (24日)	1回	会社都合退職等で合意
5年 (個) 8号	労働者	障がい者雇用の体制不備による不利益に関する話し合い	4.28	8.21	関与解決 (116日)	1回	あっせん手続を契機に自主解決
5年 (個) 9号	労働者	雇い止め等に関する話し合い	5.9	5.26	打切り (18日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
5年 (個) 10号	労働者	パワハラによる解雇に関する話し合い	5.11	6.20	解決 (41日)	1回	解決金の支払等で合意
5年 (個) 11号	労働者	退職に関する話し合い	5.18	5.31	打切り (14日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
5年 (個) 12号	労働者	職場環境の改善についての話し合い	5.29	8.23	関与解決 (46日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
5年 (個) 13号	労働者	雇用継続及び復職に関する話し合い	5.31	8.17	打切り (79日)	2回	当事者間の主張の隔たりが大きいため
5年 (個) 14号	労働者	退職に関する話し合い	7.3	7.28	関与解決 (26日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
5年 (個) 15号	労働者	退職に関する話し合い	7.3	8.10	解決 (39日)	1回	解決金の支払等で合意

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
5年 (個) 16号	労働者	職場環境に関する話し合い	8.14	9.19	関与解決 (37日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
5年 (個) 17号	労働者	退職に関する話し合い	9.14	9.20	取下げ (7日)	0回	申請者があっせんに継続しない旨を表明
5年 (個) 18号	労働者	離職に関する話し合い	10.13	11.15	解決 (34日)	1回	解決金の支払等で合意
5年 (個) 19号	労働者	未払賃金に関する話し合い	10.27	12.7	打切り (42日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
5年 (個) 20号	労働者	未払賃金に関する話し合い	10.29	12.12	取下げ (15日)	0回	申請者があっせんに継続しない旨を表明
6年 (個) 1号	労働者	働けなかったことに関する話し合い	R6. 1.26	R6. 2.23	打切り (29日)	1回	当事者間の主張の隔たりが大きいため
6年 (個) 2号	労働者	未払賃金に関する話し合い	2.9	4.18	打切り (70日)	1回	当事者間の主張の隔たりが大きいため
6年 (個) 3号	労働者	パワハラに関する話し合い	3.8	4.22	打切り (46日)	0回	申請者の体調不良のため
6年 (個) 4号	労働者	雇用契約をされなかったことによる話し合い	3.14	5.8	打切り (56日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
6年 (個) 5号	労働者	雇用継続に関する話し合い	3.15	4.1	関与解決 (18日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
6年 (個) 6号	労働者	雇用継続に関する話し合い	3.15	4.27	解決 (44日)	1回	解決金の支払等で合意
6年 (個) 7号	労働者	雇用契約をされなかったことによる話し合い	3.21	5.8	打切り (49日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明

※斜体は、次年度繰越分の取扱状況を示したものである。

(2) 令和5年度取扱事件の分類等

ア 紛争内容

件数 (内容別重複集計)	経営又は人事 (解雇等)		賃金等 (未払等)		労働条件等 (時間外勤務等)		職場の人間関係 (嫌がらせ等)		その他		
	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ			
35	0	19	0	5	0	3	0	8	0	0	0

※表中「うちコロナ」欄は、申請者又は被申請者から新型コロナウイルス感染拡大の影響について、自発的な言及又は丁寧な聞取の中で言及があった事件数である。

イ 処理状況

件数 (実数集計)	解決	取下げ	打切り	不開始	次期繰越
22	9	2	5	0	6

ウ 業種分類

件数 (実数集計)	農林・ 建設・製造	電気・ガ ス・熱供 給・水道	情報通信・ 運輸・郵便	卸売・小 売・金融・ 保険・不動 産	医療・福祉	サービ ス・生活関 連サービ ス・娯楽	教育・学習 支援
22	1	1	1	3	11	3	2

エ 処理日数・解決率

平均処理日数	36日
解決率	64.3%

※取扱事件の分類は、令和6年3月31日現在のものである。

※平均処理日数及び解決率は、最終分の数字である。

※解決率 = (解決) ÷ {(解決) + (打切り)}

4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

(1) 相談内容

件数 (内容別重複集計)	経営又は人事 (解雇等)		賃金等 (未払等)		労働条件等 (時間外勤務等)		職場の人間関係 (嫌がらせ等)		その他		
	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ	うちコロナ			
525	6	115	0	78	0	186	5	106	1	40	0

※表中「うちコロナ」欄は、新型コロナウイルス感染拡大の影響について、自発的な言及又は丁寧な聞取の中で言及があった相談件数である。

(2) 対応状況

件数 (実数集計)	助言・傾聴	法令説明	あつせん 制度説明	他機関紹介
339	291	12	3	33

(3) 受付区分

件数 (実数集計)	面談	電話	電子メール	手紙
339	47	252	39	1

5 取扱事件数等の推移

区分		年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
不当労働行為救済申立 (係属)			0	0	0	0	0
労働争議調整 (新規受付)			3	0	1	0	2
個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)			31 (全国2位)	23 (全国2位)	20 (全国1位)	25 (全国1位)	22 (調査中)
個別労働 関係紛争 労働相談	実数集計		252	246	277	243	339
	内容別 重複集計		350	331	386	361	525